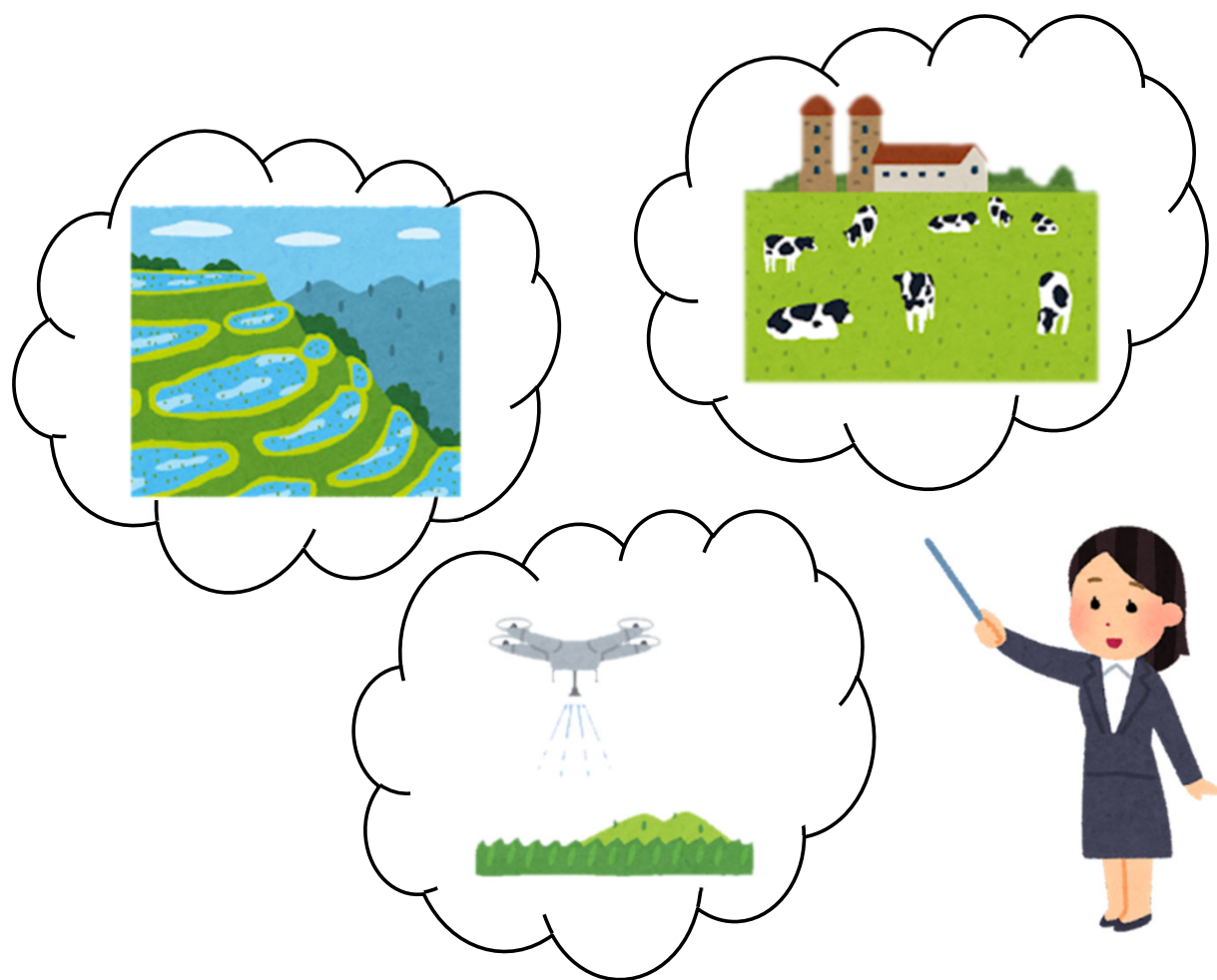


女性登用の意識醸成に向けて

～農協の女性員外監事の活躍事例～



令和5年6月 農林水産省

はじめに

◆女性の登用はなぜ大切な？

現在、我が国は長期の人口減少過程に入り、特に地方において深刻な人口流出や少子高齢化などの難しい問題に直面しています。この人口流出は、20代などの若年層で顕著な動きとなっていますが、性別で見ると女性の方が多く地方から都市へと転出しており、**農村をはじめ地方が持続的に発展していくためには、地方の方針決定プロセスに女性が参画し、地方を女性にとっても魅力的な場所にしていくことが重要**です。

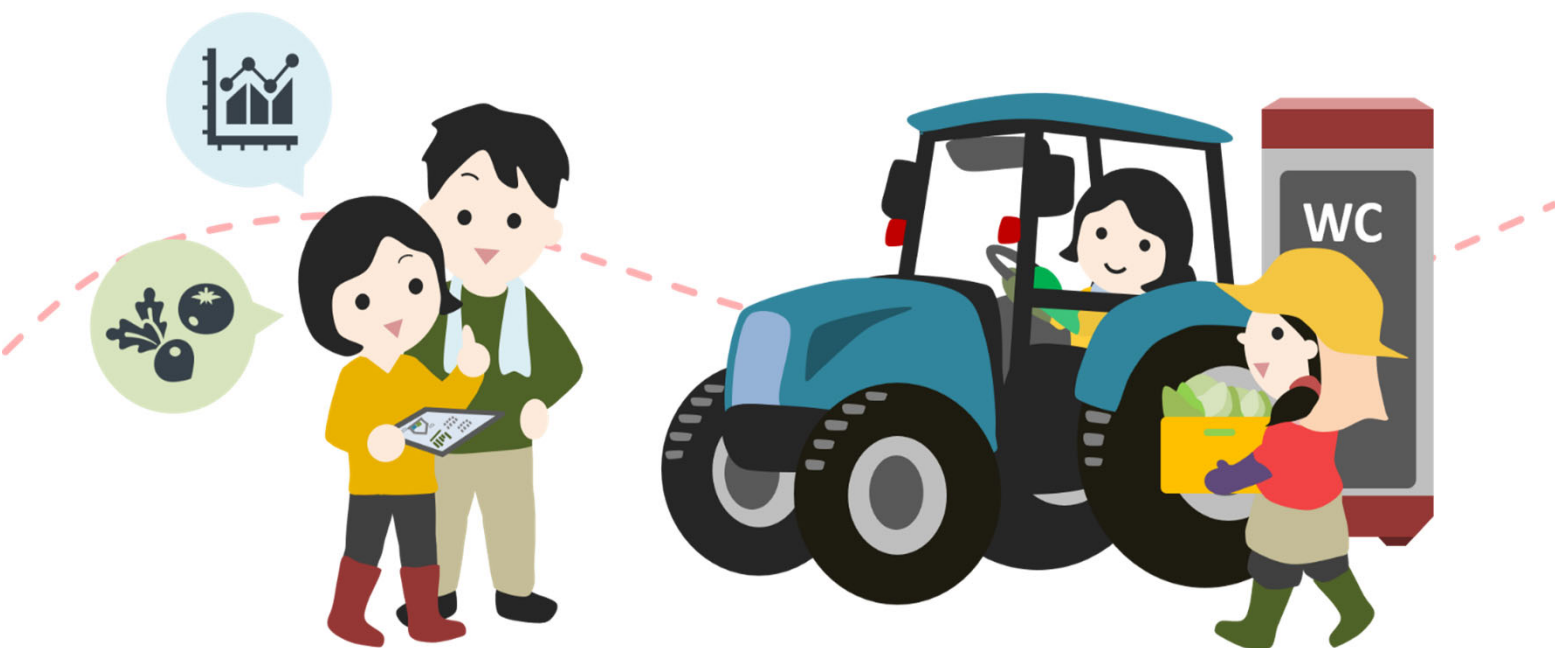
◆政府の取組

農林水産省としても、農林水産業の持続的な発展のためには女性の活躍が重要であると認識しており、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定）や、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」等において、地域農業のリーダーとなる農協役員や農業委員に、より多くの女性農業者を登用していただくことを目標に掲げ、その実現に向けた支援等を行ってきているところです。

◆地域計画に女性農業者の想いを

本年4月からは、各市町村において、それぞれの**地域の将来の農業の在り方等を、地域の様々な人の意見を聞いて決定する「地域計画」**の策定が始まっています。

農協の女性役員は、地域イベントの開催や女性部との対話活動等を通じて、地域住民のニーズをくみ上げて、**地域のリーダーとして、他の女性農業者の想いを反映していくことが、女性にとっても魅力的な地域の実現の第一歩**となると考えています。



参考となる指標やデータ

○「第5次男女共同参画基本計画」の成果目標

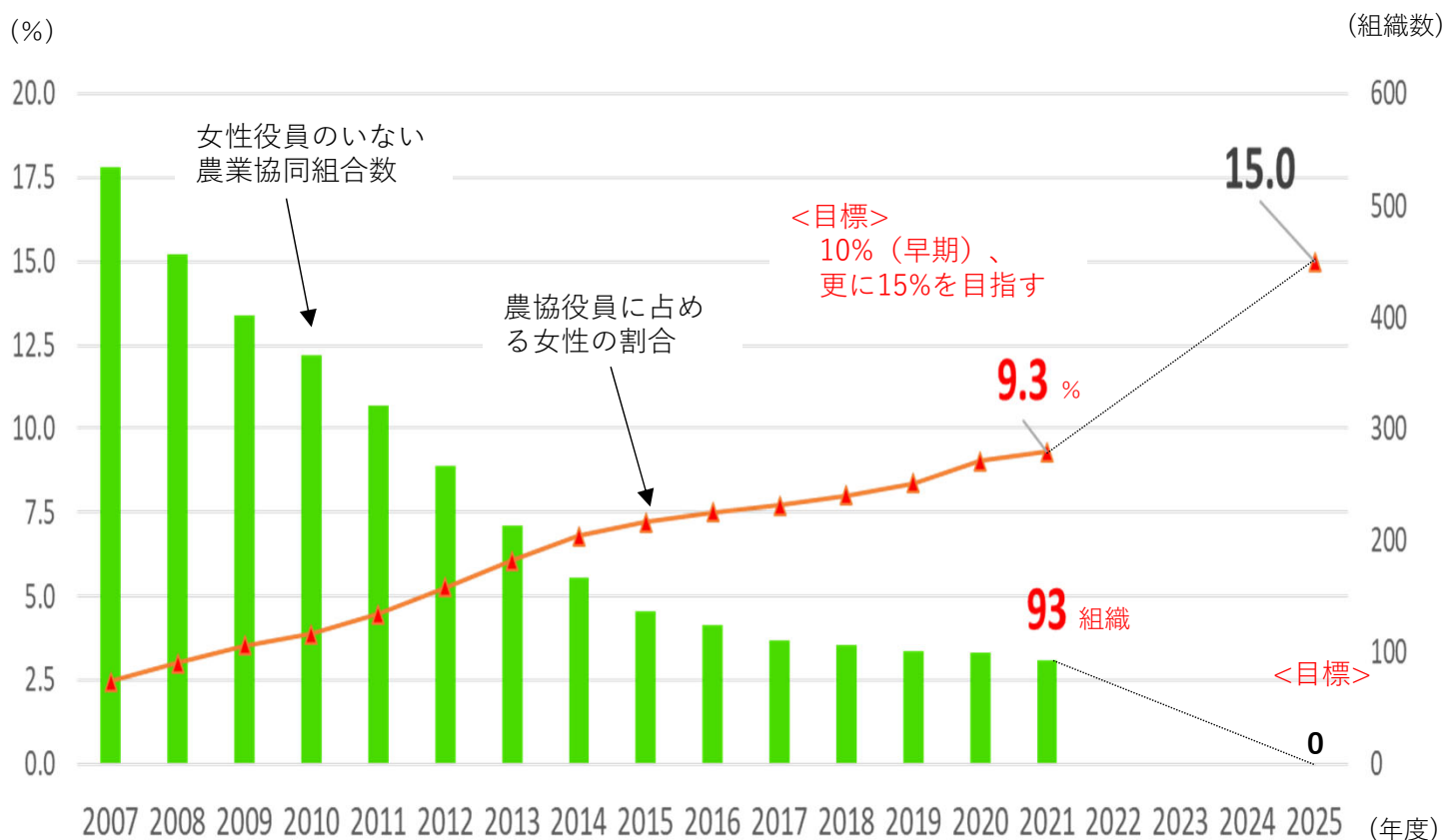
項目		現状(※)	成果目標(2025年度まで)
農業委員	女性委員が登用されていない組織数	243/1,697	0
	女性割合	12.6%	20%(早期)、更に 30% を目指す
農協役員	女性役員が登用されていない組織数	93/569	0
	女性割合	9.3%	10%(早期)、更に 15% を目指す

※2023年6月時点の最新値

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」における取組事項

- ・農業協同組合の役員等の女性割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組を一層推進
- ・各農業協同組合の目標・取組計画の策定状況、女性登用実績の調査・公表

○ 農業協同組合の役員に占める女性の割合／役員のうち女性が登用されていない組織数



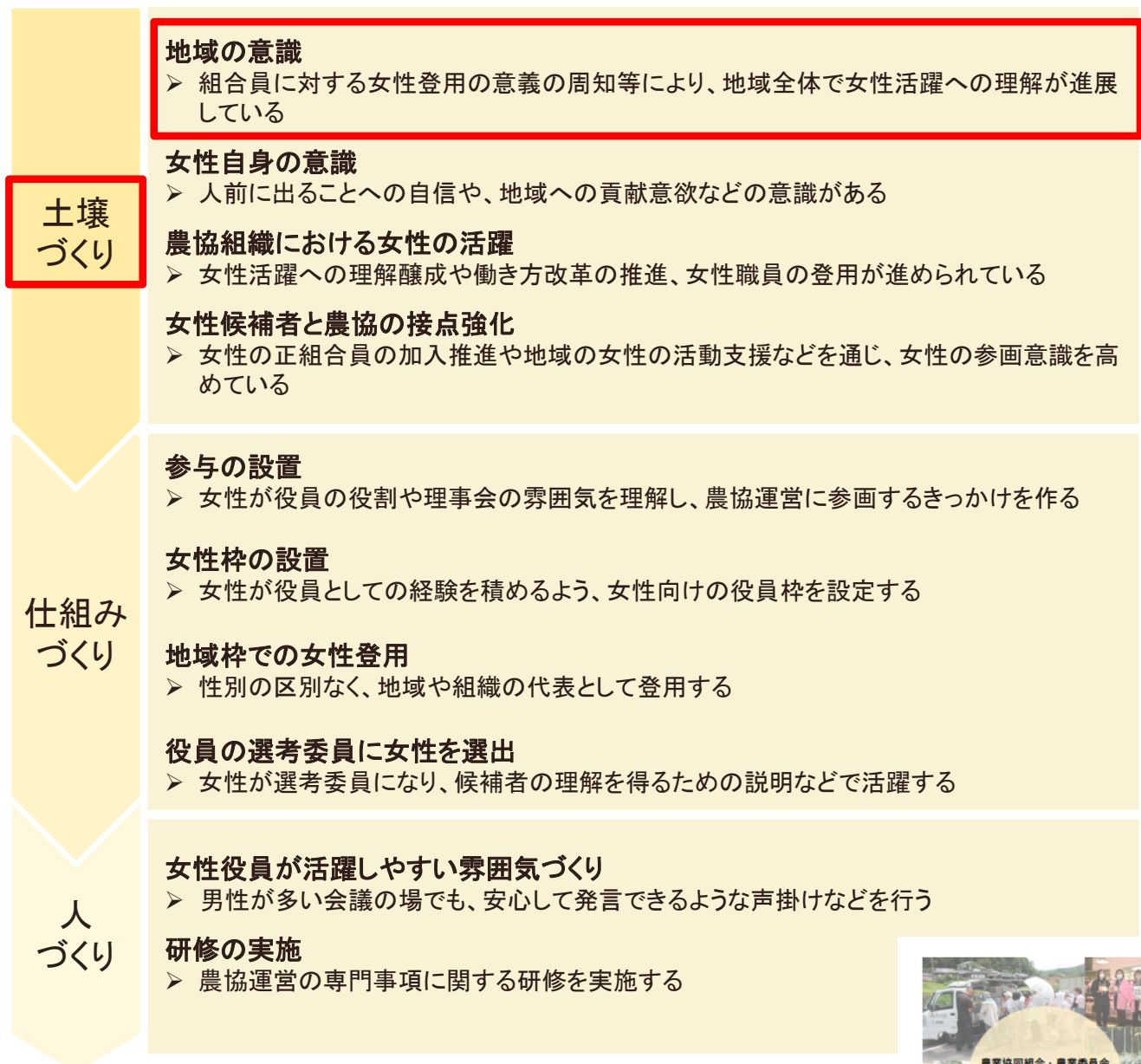
女性農業者の登用にに向けた3つのステップ

女性農業者が農協役員や農業委員として活躍していくためには、女性農業者自身の意欲や経験だけでなく、自治体、農業関係団体等の後押しや、地域の農業者、家族などの理解が重要です。

女性農業者の登用が進んでいる農協や農業委員会では、女性登用にに向けた「土壌づくり」、「仕組みづくり」、「人づくり」の3つのステップが実施されています。

全国各地で、女性農業者が一層活躍していくためには、地域の特色や状況に応じて、こういった取組を効果的に進めていくことが大切です。

登用にに向けた3つのステップ（農林水産省「女性登用の取組事例と推進のポイント」に掲載）



「女性登用の取組事例と推進のポイント」検索



「土壌づくり」の促進に向けて

◆本事例集の位置づけ

女性農業者の登用促進にあたっては各地域の実情に応じた様々な取組が必要ですが、今回紹介する4つの女性員外監事の活躍事例では、上述の3つのステップのうち農村地域の意識醸成を図る「土壌づくり」の一助となる取組を紹介しています。

◆女性員外監事の登用の意義

員外監事は、信用事業や共済事業を行う農協において業務の状況や財務の状況について外部からの客観的なチェックを受ける目的のために設けられているもので、組合から一步離れた立場から組合運営を見ることができる者に着任してもらうことが重要です。今回ご紹介する農協では、男性役員が多い中で、女性がその知識や経験を活かした監事としての理事の職務執行の監査が農協運営に効果的に活かされています。

また、生活者等の視点で理事会で発言することにより、理事会の決定プロセスに良い影響を与えるなどの副次的な効果も生まれています。

農林水産省としては、女性農業者の一層の活躍を目指していますが、**女性員外監事の活躍は、それ自体が地域における女性活躍の場となるだけでなく、農協の役員の一員として女性が活躍することにより、地域における女性活躍への意識の醸成も期待しています。**

◆「土壌づくり」の促進に向けて

既に女性枠の設置等の女性登用に向けた取組を具体的に進めている農協においては、その取組を継続・発展していただきたいと思いますが、「地域の男女共同参画に関する意識の醸成がまだ十分でない」、「もっと推進が必要と感じている」など、特に「土壌づくり」に悩んでいる地域においては、本事例集も参考にしつつ、女性や若者など多様な人材の活躍促進に向けて、取り組んでいただければ幸いです。



コラム：員外監事とは？

農協の監事の役割は、農協の業務や財務などを監査することです。

信用事業や共済事業を行う農協は、利害関係者が多く、その経営不振や破綻の影響が広範に及ぶため、業務や財務の状況について外部からの客観的なチェックを受けて経営の健全性を確保する必要性が高いことから、他の協同組織金融機関と同様に、員外監事の設置が義務付けられています。

具体的には、組合員等から預かっている貯金額又は共済事業の責任準備金額が50億円以上の農協では、1人以上の員外監事の設置が必要です。

員外監事は、以下の要件の全てを満たす必要があります。

<員外監事の要件>

- ① 当該農協の組合員ではない
- ② 当該農協の組合員である法人・団体の役員・使用人ではない
- ③ 監事就任の前5年間、当該農協の理事・使用人又はその子会社の取締役・会計参与・執行役・使用人でなかった
- ④ 当該農協の理事・参事・その他の重要な使用人の配偶者・二親等以内の親族ではないこと



コラム：役員賠償責任保険とは？

農協の役員（理事、監事、経営管理委員）は、善管注意義務（善良な管理者の注意をもって職務を行う義務（民法第644条））や忠実義務（法令や定款、総会決議を遵守して農協のため忠実に職務を遂行する義務（農協法第35条の2））を負っています。

役員が、こうした義務に違反して、任務を怠り、組合に損害を与えたときは、組合に対して損害を賠償する責任を負うこととされています。

また、損害賠償責任を負わない場合でも、損害賠償に関する訴訟などの争訟を起こされ、裁判などにかかる費用を負担するケースがあります。

役員の就任に当たっては、こうした賠償責任や裁判などに係る費用が心配で、役員就任をためらうケースがあるとの声がありますが、こうした懸念に対応するものとして、保険会社が取り扱う役員賠償責任保険があります。

役員賠償責任保険は、農協が保険会社と締結し、役員が損害賠償金や訴訟費用・弁護士費用など争訟にかかる費用を支払った場合に保険金が支払われるもので、多くの農協で活用されています。

なお、こうした役員賠償責任保険については、農協法に基づき、理事会（経営管理委員会を設置している農協にあっては経営管理委員会）でその内容を決議することにより、保険料を農協が全額負担することも可能となっています。

JAとまこまい広域【員外監事の主な略歴：消費者協会会長】

取組のポイント

- 生産者と消費者の交流会をきっかけに、消費者協会会長を監事に推薦。女性の参与2名も同時に登用。
- 女性監事は、消費者目線を意識した監査を実施。
- 農協では、役員の責任分担についての内規も作成し、役員になりやすい環境づくりにも配慮。



1 就任のきっかけ

- 女性登用を進めるため、2017年に初めて女性員外監事を女性参与2名と同時に登用。
- 女性監事は、農協として交流のあった消費者協会の会長に依頼し、現在は2代目の女性監事が就任。
- 現在の女性監事には、苫小牧男女平等協議会にも在籍経験があり、女性活躍の取組を応援したいという思いから引き受けた。

2 員外監事としての活躍事例や農協への想い

- 監事として、理事会とその事前会議に参加するとともに、担当部門（令和3年は企画・財政、令和4年は畜産・営農）の監査を実施。
- 監事になるまで農協との関わりはあまりなく、担当部門の変更や支所が遠方だったり大変なこともあるが、監事監査の発表時には自分の考えも入れて発表するなど、楽しみながらやっている。
- 農協に対して、理事会の資料や議事録など、事前にしっかり確認できる時間が欲しいと要望し、余裕をもった資料共有等が行われるようになった。
- 生協の役員の経験もあり、消費者目線で農協運営を見ている。農家の高齢化や食料自給率の問題など、消費者として農家を大事にしないといけないと感じている。

3 農協としてのサポート体制

- 新人役員や参与には、性別に関係なく、農協の役割などについての研修会を実施。
- 理事会等で女性の席を近くし、発言のタイミングなどについても助言を行っている。

4 その他（女性登用に関連する取組）

- 年に2回女性部の役員と理事の意見交換を実施。役員へのハードルとしては「家族の理解」の声が多く、女性参与の就任に当たっては、農協としても家族にもお願いした。
- 役員の責任負担についての内規を作り、責任の負担の方向性を確認・整理しておくことにより、男女関係なく、役員になりやすくなるよう配慮している。

JAゆうべつ町 【員外監事の主な略歴：司法書士】

取組のポイント

- 女性監事は、司法書士の知見を活かし、法令遵守や債券回収等に関するアドバイスを実施。
- 農業に関する専門用語等についても勉強しながら、新たな知見を獲得。
- 理事会に初めて女性の役員が入ったことで、議論が丁寧な。



1 就任のきっかけ

- ・ 2021年改選時に、司法書士の方に員外監事に就任いただいた。
- ・ 農協とは変更登記などの業務で付き合いがあった。司法書士としての専門知識等を農協運営に活かせるのではと考えて引き受けた。

2 員外監事としての活躍事例や農協への想い

- ・ 監事として、総会・理事会への出席、監査・棚卸、農家の対策会議、営農相談会など、月に3～4日程度出席。酪農の専門用語などはインターネットなどで勉強。
- ・ 司法書士として、会社法等の知見を農協運営や債権回収等にも活かしている。
- ・ 理事会に初めて女性が入ったことで、議論での言葉遣いが丁寧になった。
- ・ 所有者不明土地問題が社会問題化しているが、今後は農地の相続登記等のサポートにも取り組んでいきたい。
- ・ 女性の員外監事の候補者を見つけるためには、農協が地域の司法書士会に打診するのは、一つのやり方ではないか。

3 農協としてのサポート体制

- ・ 「女性」ということでのサポート希望は特に無いが、法令に精通している方が役員に入ってくれて心強いと考えており、司法書士の仕事と兼務できるようスケジュール調整などに最大限の配慮をしている。
- ・ 年1回の役員による農家指導にも同行してもらっているが、外部の方だと専門用語など分からないことが多いことが分かった。事前説明などのサポートもしていきたい。

4 その他（女性登用に関連する取組）

- ・ 女性部の役員と定期的な意見交換を行っている。
- ・ 管内の農業経営者はほとんどが男性であり、経営者ではない女性農業者がいきなり理事に選ばれるのは難しいのが実情。まずは参与として女性を登用し、将来の女性役員誕生に向けて取り組んでいきたいと考えている。

JAそらち南 【員外監事の主な略歴：町役場の元職員】

取組のポイント

- 女性登用を進めるため、女性の町役場の元職員を推薦。
- 就任前に過去の会議資料や年間計画を丁寧に説明。
- 女性組合員向け研修を開催し、JAの集出荷施設などについて説明。



1 就任のきっかけ

- 女性登用の進め方を議論する中で、将来的な女性理事の登用に向けて、まずは女性総代を増やす活動を進めるとともに、組合員以外の方の登用も含めて検討を行い、令和4年の改選で専門的な知見を活かせる員外監事への女性登用を進めた。
- 農協でキャリアが発揮できる女性を探し、町役場の元職員の方に改選半年前に声をかけた。
- 現在の女性監事に農業関係の業務経験は無かったが、福祉や町づくり、出納部門などの経験があった。監事の依頼に驚いたが、女性役員への道を作っていければと引き受けた。

2 員外監事としての活躍事例や農協への想い

- 監査業務のほか、毎月の理事会、監事会、イベントなどにも参加し、月に4～5日は農協に来ている。
- 監査業務には、出納部門での経験・知見を活かして取り組んでいる。また、町役場で住民と接していた経験が組合員とのコミュニケーションに活かされている。
- 農協と組合員がお互いのことを良く承知して、地域と暮らしを良くしたいという気持ちがあり、役場と住民との関係性よりも、関係が密接だと感じる。

3 農協としてのサポート体制

- 初めての女性役員ということもあり、就任前に過去の会議資料や年間計画などを女性農協職員から丁寧に説明。このほか、女性組合員の研修にも一緒に参加していたなど工夫も行っている。
- 役員全員で現地確認調査に行く機会にも、農業について一つ一つ説明。
- 女性監事には、監事業務に限らず理事会などの場において、女性の目線で意見を欲しい。今は女性役員は1名だが、女性を複数名に増やしていくための流れを作っていきたい。

4 その他（女性登用に関連する取組）

- 女性部・青年部役員と常勤役員との意見交換を毎年実施。
- 2年前から女性総代向けの研修を開始し、JAの集出荷などの施設について職員から説明。集出荷作業に来るのはほとんど男性であるため、参加した女性たちから好評だった。また、研修等の開催時間などへの配慮や、農協の経営自体を教えて欲しいという意見も出ている。

JAけねべつ 【員外監事の主な略歴：農業者（元女性部長）】

取組のポイント

- 女性登用を進める組合長の意向で、元女性部長を員外監事に推薦。
- 組合長や理事が直接説明することで、家族の理解を得られた。
- 初めての女性役員として、女性農業者からの相談も受けている。



1 就任のきっかけ

- 女性登用を進める組合長の意向で、令和元年度の改選において、農協の女性部長や北海道根室地区女性協議会の会長も務めていた方が、員外監事に就任。
- 農協の女性部長や根室地区女性協議会会長などを歴任し、農協運営に精通しているうえに、自らの農業経営において営農計画作成や資金管理に携わるなど、広い視野と経営に関する経験を持つ一方、本人は組合員ではなかった（組合員の家族）ことから、員外監事として登用。
- 監事になることについて、組合長や理事が家に来て直接説明してくれたことで、家族の理解がスムーズに得られた。

2 員外監事としての活躍事例や農協への想い

- 監事として、理事会、総会、地区懇談会、監査業務など月に3～4日ほど勤務。
- 役員になって初めて、農協職員の多忙さに気づき、職員の業務環境など細かい点にも気を配っている。組合員にもそういった点を伝え、運営に協力してもらえようにしたい。
- 根室地区女性協議会会長として、全道会議に参加していた経験も活かし、意見をはっきり述べている。
- 就任後、女性農業者から、女性役員なので相談したいということがあった。そういうことが増えて、女性農業者と農協の架け橋になれたらよいと思っている。

3 農協としてのサポート体制

- 組合長が50代で、40代の役員もいるなど役員全体の年齢が若い。現役農家も多いことから会議の開催時間を配慮し、理事会がある日でも夕方の仕事や家事には間に合うように終了できるようにしている。
- 特別女性だからというサポートは行っていないが、組合長から女性からの意見を求めるなど、役員同士で女性役員が困る状況にならないよう配慮している。
- 女性監事としては、女性として特別扱いをされていないことで、居心地良く参加できている。

4 その他（女性登用に関連する取組）

- 女性部と役員の意見交換は、コロナで中断しているが、ずっと行っており、聞いた話は、すぐ取り入れるようにしている。
- 女性登用にはやはり家族の理解が重要。そういった機会があった時に、家族の理解を得られるよう、組合員に女性登用の意義を伝えていきたい。

「こども館えみふる」



< 基本情報 >

- 行政機関（道・町）、JA、NPO法人の4者が連携し、先進地の視察や農家への実態調査を実施。この結果を踏まえて「親子サロン」を開催し、女性農業者が持つ、子育てと酪農を両立することへの悩みや不安について意見交換。
- JA所有の遊休施設を児童館機能と一時預かりを一元的に行う「えみふる」へ改修し、子育て世代の農業者を支援。

（ディスカバー農山漁村の宝 第7回選定地区紹介より）

1 設立のきっかけ

- 計根別地域には外部から新規就農者として来た人が多く、地元出身者のように祖父母に子供（孫）を見てもらうことが難しい。計根別には3歳未満の子供を見てくれる施設が近くになく、何か環境を整えて欲しいとの声があった。
- こういった要望は本来行政の仕事であるが、子育て環境の改善は農村地域を支えていくには必要な支援だという考えが農協内にあった。
- このような中、子育て中の女性普及指導員が計根別に赴任したことをきっかけに、道庁、町役場、NPO法人など同地域の子育て環境を改善したいと、志を同じくする関係各所の女性達によって取組が実現。

2 取組の特徴

- 農業者が優先利用できる一時預かり、出張託児などの取組を実施。平均的な利用者数は1日5名程度で、令和元年度の延べ利用者数は約1000人。
- JAの管内が別海町と中標津町にまたがっているため、両方の町に住む組合員が利用できるように一時預かりの方法を取っている。
- 運営主体は中標津町。運営経費も町が負担しており、農協からは託児スペースとして建物を無償で貸しているほか、組合員や農協関係者の子供を優先的に預かる農協枠を作り、スタッフ1名の人件費相当額を補填するような仕組みも設けている。農協枠を利用者できるのは、組合員のほか、農協職員、獣医、農業高校教職員など。

3 取組の効果

- 子供を預けることにより、組合員等に時間の余裕や充実した生活を送ってもらうことに力点を置いている。
- 農協の施設で出張託児を行うことで、農協役職員の女性活躍への理解も高まると同時に、新規就農者や結婚を機に計根別にきた女性達のコミュニケーションの場にもなっている。

